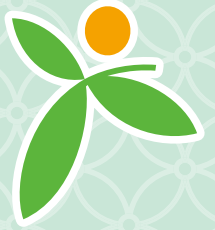


みや わか



市議会だより

5月臨時会・6月定例会

審議結果報告及び賛否の分かれた議案	2
令和2年度補正予算	3
可決された意見書及び決議	3~4
採択された請願・市長に要望書を提出	5
各常任委員会報告	6~7
市長報告	7
一般質問	8~11
編集後記、まちの話題	12



ほたほた園 七夕まつり

審 議 結 果 報 告

5 月 臨 時 会

議案番号	議 案 名	議決内容
議案第 22 号	令和 2 年度宮若市一般会計補正予算 (第 1 号) について	原案可決

6 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
同意第 2 号	宮若市教育委員会委員の任命について	原案同意
承認第 1 号	専決処分の承認について (令和 2 年度国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号))	原案可決
議案第 23 号	宮若市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 24 号	宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 25 号	宮若市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 26 号	宮若市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宮若市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 27 号	宮若市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 28 号	宮若市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 29 号	宮若市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 30 号	令和 2 年度宮若市一般会計補正予算 (第 2 号) について	原案可決
議案第 31 号	令和 2 年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について	原案可決
議員提出議案 第 4 号	種苗法改正案の撤回を求める意見書	原案可決
議員提出議案 第 5 号	排水ポンプの設置を求める意見書	原案可決
議員提出議案 第 6 号	山元秀一議員に対する議員辞職勧告決議について	原案可決
議員提出議案 第 7 号	宮若市東町 1 号線道路整備工事契約の調査に関する決議について	否決
2 年請願第 1 号	排水ポンプの設置を求める請願書	採択
2 年請願第 2 号	宮田地区幼稚園における 3 歳児教育と預かり保育開始の請願書	採択
2 年陳情第 2 号	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策要望書	継続審査

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
氏名	谷口重隆	山元秀一	藤嶋嘉子	清水健太郎	柴田裕美子	染矢正次	安河英幸	神谷喜久雄	弓削田敬	和田善久	安永友則	川口誠	寶部勝	島本昌典	中島健三	茅野勝
議案名																
議案第 24 号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
議員提出議案第 6 号	×	除斥	棄権	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×
議員提出議案第 7 号	○	○	×	○	棄権	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○

補正予算は、表のとおりとなつています。この補正の主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響による対応等となっております。

全員賛成で可決

5月臨時会

会計	補正前の額	補正後の額
一般会計	185億598万8千円	215億2,006万4千円

6月定例会

会計	補正前の額	補正後の額
一般会計	215億2,006万4千円	216億7,277万7千円
国民健康保険特別会計	35億6,599万3千円	35億6,919万4千円

宮若市教育委員会委員の任命

宮若市教育委員会委員の任命の候補者の推薦は、次の方を推薦することに同意しました。

榎崎 久代 さん（再任）

可決された意見書

種苗法改正案の撤回を求める意見書

種苗法改正案は、これまで原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」にすることで、事実上一律禁止し、農家のタネ取り（自家増殖）の権利が著しく制限されることとなります。同時に許諾手続き、費用、もしくは種子の毎年購入など、日本の農業を支える多数の農家にとっては新たに大きな負担が発生します。これは農家の経営を圧迫し、ひいては地域の農業の衰退を招きかねません。

農水省は今回の改正が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調しています。しかし、これまで農水省は、「海外への登録品種の持ち出しや、海外での無断増殖を全て防ぐことは物理的に困難であり、有効的な対策は、海外での品種登録を行うことが唯一の方法である」としてきました。（2017年11月付け食料産業局知的財産課）

海外での育成者権の保護強化のために国内農家の自家増殖を禁ずることに何ら必然性はありません。

今回の改正案は、育成者権者にとって大変有利である一方、農家を委縮させ、在来種の栽培やタネ取りを断念させる可能性もあります。地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を払う事のできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や、消費者の選択肢を制限することになります。

地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農産物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法改正案の撤回を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先：内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長

提出者：藤嶋 嘉子

賛成者：和田 善久

可決された 意見書

排水ポンプの設置を求める意見書

本城地区の雨水排水は区内を流れる水路を経て、龍徳地区を流れる水路と合流し、犬鳴川へ放流されている。本水路は、両地区にとって重要な役割を担っているが、梅雨時期などの大雨で犬鳴川の水位が上昇し、内水により度々付近の農地が冠水している。特に平成11年、21年、22年の集中豪雨では、農地のみならず、近隣にある宮田北小学校の通学路や本市の幹線道路でもある主要地方道福岡・直方線も冠水し、家屋についても床下浸水寸前となるなど近隣住民は毎年不安な日々を過ごしている。

また、当時と比べ本地区では農地が減り、新たに商店や住宅などが建設されるなど、更なる被害の増大も想定される。

よって、地域住民の安心・安全の確保とその憂いを最小限に止めるため、内水排水用のポンプ設置について、格段の配慮を国に強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先：国土交通大臣、国土交通省九州地方整備局長、
国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長
提出者：産業建設委員会

可決された 決議

山元秀一議員に対する議員辞職勧告決議

山元秀一議員は、宮若東中学校PTA会長時の活動において、活動費の一部不適切な支出、及びその支出に疑義を持った教職員への恫喝があったとの疑惑が市民よりなされた。

その疑惑を解明するために、市民より宮若市政治論理審査会において、その調査を行って頂くための手続きの協力依頼が、我々市議会議員に依頼なされたため、調査開始に向けた署名活動を行ったところである。

しかしながら、山元秀一議員は、この活動を行っている議員に対して、法的措置を辞さないとの恫喝、また、議員バッジをかけてやっているのかとの威嚇をもって、我々市議会議員としての活動に支障を生じさせるような行為を行った。

このような、恫喝、威嚇行為は、宮若市政治論理条例第3条第1項第1号の「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」との規定に抵触している。

更に同条第2項の「市長等及び議員は、政治論理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう務めなければならない。」との規定があるにも関わらず、その疑惑解明に向けた我々市議会議員の活動について、説明責任も果たさず恫喝、威嚇を行った。

これは、市民全体の代表者として品位を欠く行為であり、宮若市議会として決して看過できるものではない。

よって、山元秀一議員の議員辞職を勧告するものである。

以上、決議する。

提出者：和田 善久
賛成者：島本 昌典、安永 友則、寶部 勝、安河 英幸、染矢 正次、川口 誠、弓削田 敬

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。 <http://www.db-search.com/miyawaka-c/index.php/>

次回の定例会は **8月31日(月)** 開会予定です。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程につきましては、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び若宮総合支所に掲示します。
※小さなお子さんをお連れの方は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

採択された 請願

宮田地区幼稚園における3歳児教育と 預かり保育開始の請願書

現在、3歳から幼児教育を望む保護者が大多数である状況です。若宮幼稚園ではすでに3歳児教育が行われ、宮田地区幼稚園でも同様に長い間3歳児教育開始を待ち望む保護者の声がありましたが、未だ実現には至っておりません。そのような状況の中、昨年度より若宮幼稚園の園区が取り払われ宮田地区の3歳時若宮幼稚園に入園できることとなりましたが、実際に通園するためには困難が伴うことも起こってきています。

本市では、幼少中連携の取り組みも素晴らしく、宮若市の誇るべき特色でもあり、将来に残してほしい教育環境です。3、4、5歳の連続した幼児教育が行われることが地域の子どもたちにとって良い環境であることは明らかです。

また、若宮幼稚園では、本年度から週5回の預かり保育が拡充される中、宮田地区幼稚園では週1回の預かり保育もされていない状況です。集団教育の重要性と預かり保育が実施されれば多くの短時間勤務希望の保護者も幼稚園を選択することができます。

以上の事から、3歳児が集団生活を通して人間関係を学ぶ大切な時期である事からも、一日も早く宮田地区幼稚園での3歳児教育と預かり保育を設ける様、請願いたします。

請願内容

一日も早く宮田地区幼稚園での3歳児教育と預かり保育を設けること。

以上

提出先：宮若市教育委員会

提出者：宮若市立宮田南幼稚園後援会 小島 ふみ

紹介議員：和田 善久、茅野 勝

市長に要望書 を提出

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

新型コロナウイルスによる感染症が世界中へ急速な勢いで拡大し、全国に「緊急事態宣言」が発出され、学校の休校や外出の自粛要請などが行われたところであります。その後「緊急事態宣言」が解除されましたが、感染拡大の恐れがあり、事態の終息が未だに見えない状況です。

このような中、対策本部を立ち上げ適切な対策を講じていただいておりますが、感染拡大を防止し、市民の生活及び市内の経済活動を守るために下記の事項についてご検討を頂きますよう要望いたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、災害時に備えた避難所・備品等の各種対策を講じること。
- 2 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、雇止め、内定取り消しなどになった方々を対象に会計年度任用職員として採用すること。
- 3 今後も新型コロナウイルス感染拡大が懸念されることから、宮若市に住民票をおく市民に対し、一律一人あたり3万円を給付すること。
- 4 聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある場合に、手話通訳者を派遣する事業が実施されているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、手話通訳者等がタブレット端末等を活用して遠隔による手話通訳を実現するための費用の一部を助成すること。
- 5 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少している世帯が増加しているため、学校給食を今年度末まで無料化にすること。
- 6 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催されなかった中学3年生の最後のスポーツ大会を開催すること。
- 7 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている市内事業者を応援し、地域経済の回復を図るため、プレミアム商品券の発行など、本店所在地が宮若市にある企業に対する市独自の支援策を講じること。
- 8 売上減少や資金繰り悪化などに直面している市内事業者に対して、国や県の支援策を周知すること。また、国や県の支援策を含めた経営相談窓口の設置など、相談支援体制の充実を図ること。

宮若市議会議長 遠藤 嘉昭

総務委員会

委員長 神谷 喜久雄

専決処分承認について

これは、令和元年度の国民健康保険特別会計において、歳出に対して歳入が不足したことから令和2年度予算から不足額の繰上充用を行うための補正予算を5月29日付で専決処分したため、その承認を求めたものです。

主な質疑として、「今後の赤字解消に向けた対策は。」との質疑に対し、「単年度だけで言えば、黒字になっている。収納率を上げる努力をおこなっていきたい。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

これは、上位法の一部改正に伴い、宮若市税賦課徴収条例等の一部を改正するものです。

主な質疑として、「徴収猶予制度に関する事項で、減収判定基準は。」との質疑に対し、「売上帳、現金出納帳、預金通帳の写し等で、今年と去年の売

宮若市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上を比較して、おおむね20%以上、減少があれば対象となる。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

これは、地方税法等の一部を改正する法律及び、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに、土地基本法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、宮若市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な質疑として、「特例がこの期間だけなのなぜか。」との質疑に対し、「国の規定に基づいている。」との回答がありました。

賛成多数で可決

宮若市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

これは、通知カードが廃止されることに伴い、宮若市手数料条例の一部を改正するものです。

全員賛成で可決

教育民生委員会

委員長 中島 健三

宮若市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宮若市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

これは、特定地域型保育事業及び宮若市家庭的保育事業等について、幼稚園や保育所、認定こども園を連携施設として確保することが義務付けられているが、一定の要件を満たす場合は連携施設の確保義務の適用を除外する規定を追加するものです。

主な質疑として、「小規模の保育事業について、国の施策で推進されているが、どのようなメリットがあるのか。」との質疑に対し、「待機児童対策において、基本的には規模の大きい自治体で預けなくてはならない子供が多いが、土地の確保や、職員の確保が難しいことから、小規模型の保育事業を国が推進されていると考えられる。」との回答がありました。

また、「現在、小規模保育事業を始めたいと考えている事業所はあるのか。」との質疑に対し、「昨年度、小規模保育事業を始めたいという問い合わせがあり、連携施設として考えられる幼稚園、保育園の現状についての説明をし

これは、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策が策定されたことに伴い、宮若市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

宮若市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策が策定されたことに伴い、宮若市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

全員賛成で可決

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策要望書

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊・宴会のキャンセルが相次ぎ、公的支援に頼らざるを得ない状況である脇田温泉旅館組合より要望書が提出されたものです。

主な質疑として、「目的税でもあり、現在の課税状況等も踏まえて、早急に結論を出すというよりも、様子を見て再度審査した方がいいのではないか。」との意見がありました。

賛成多数で継続審査

たが、それ以降、連絡もなく、進んではいない状況である。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

これは、放課後児童支援員認定資格研修の実施について、中核市の長も実施することができることとされたことを受け、宮若市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について改正するものです。主な質疑として、「放課後児童支援員認定資格研修について、申し込みは県や市に行うこととなるのか、それとも社会福祉協議会に行うのか。また、年間に開催される研修の回数は。」との質疑に対し、「申し込みは、福岡県から案内があり、運営を委託している社会福祉協議会へ案内を行い、受講希望者を募るなど、市で取りまとめ、県に申し込みを行うこととなる。研修の開催回数については、新型コロナウイルスの影響で変更があるかもしれないが、年に1回で4日間の日程で行われる予定である。」との回答がありました。

全員賛成で可決

市長報告

◆市長報告 1

若宮小学校跡地の利活用に係る経過

同跡地の利活用については、平成30年度に策定しました「若宮小学校跡地利活用基本計画」に基づき、敷地全体を公共ゾーンと定住ゾーンに区分し、整備を進めて参りました。

公共ゾーンは、宮若西学童保育所を新設し、既存体育館の改修を含む公共施設を中心とした区域として、定住ゾーンは、民間活力の導入による多様な定住関連施設の整備を検討するため、事業者を公募し、福岡市に本社を置く(株)ソフトウェアを優先交渉権者として選定し、検討を進めて参りました。

本整備事業については、優先交渉権者から提案された事業計画の実現可能性について、根拠及び確実性などの精査を行うとともに、地域の意向を把握するために、昨年11月20日、21日に周辺地域の方々を対象に、本利活用事業に関する説明会を実施したところであります。これら地域の意見も踏まえ、優先交渉権者と協議を行った結果、提案された事業計画の実施が困難であると判断し、本年4月23日付けにて(株)シ

フトライフとの優先交渉権を解除しています。また、改修を予定してしました体育館の整備についても見直しを行うこととしています。

なお、子育て支援センターを併設する宮若西学童保育所の整備については、今後の跡地の有効活用の観点からプール等の解体を行い、建設に着手する予定です。今後の利活用については、地域の意向に十分な配慮をしながら、民間活力による定住関連施設の整備を基本に、取組を進めて参ります。

◆市長報告 2

民事調停の報告について

市営住宅入居者のうち滞納月数が3箇月以上の者を対象とする民事調停については、令和元年12月定例会において2名に対する申立ての議決を得たところであります。

この2名について、令和元年12月24日に直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったところ、いずれも調停が成立していません。

別紙に民事調停等結果表を添付してありますが、今後とも、家賃等滞納者に対し、滞納解消に向けた納付指導を行うて参りたいと考えています。

◆市長報告 3

東部総合運動公園内の陥没穴について

令和2年2月2日に東部総合運動公園の第1駐車場内において、縦1メートル、横1.5メートル、深さ6メートル程度の陥没穴が発見されました。

そのため、第1駐車場への進入及び使用の禁止措置を講じるとともに、公益財団法人特定鉱害復旧事業センターへの協議を行い、現地確認等を実施しています。同センターでは、本陥没穴の発生は特定鉱害(浅所陥没)による被害であると認定し、同センターにおいて、応急対策工事の対象物件として復旧工事が施工されたところです。合わせて、このような状況について、議会の所管委員会である教育民生委員会への報告等も行いながら、隣接周辺区域にも空洞が存在していないか確認をすることとしまして、同センターの協力も頂きながら、陥没箇所である第1駐車場周辺付近における地中探査による空洞調査を実施しましたが、空洞の存在は確認されませんでしたので、現在、第1駐車場の利用再開に向けて準備を進めているところです。今後とも、現地周辺等の状況も注視しながら、適切な施設管理に努めて参ります。

学校再開について問う



和田 善久

問 子供たちの学び、心身のケア、安全を保障するためにはどのような対策があるのか。

答 教育長

本市においては、文部科学省が示した「学校の新しい生活様式」に基づき、学校再開のための3つの基本方針を定め、6月1日から全ての小中学校で教育活動を再開しています。

基本方針の1つ目は、子供や教職員の「命を守る」ために、「3つの密」を避けるなど、感染リスクを可能な限り低減した環境づくりを行っています。

2つ目は、子供が安心して登校できるよう、一人一人の心身の状況把握と心のケアを行いながら、新型コロナウイルス感染症への

不安を解消する指導を行い、感染者や濃厚接触者等への偏見や差別の防止に向けた取組を進めます。

3つ目は、「子供の学びの機会」を保障するために、学習状況に応じて、個に応じた学習指導や家庭学習、補充学習など、きめ細かな学習支援を行っています。

これらの方針に基づき、各学校の実態に応じて感染リスクを最小にする工夫をしながら、子供の学び・心身のケア・安全の保障に向けて取り組んでいます。

職員等の公正な職務の執行に関する条例について問う

問 何故、この条例を制定したのか伺う。

答 市長

本条例は、平成21年4月から施行していますが、その内容は、法

令遵守、公益通報、不当要求への対応の3つを柱としており、公正な市政の運営と市政に対する市民の信頼の確保を目的として制定しています。

職員等に対して不当要求があった場合の対応については、職員等はこれを拒否し、直ちに上司及び所属長へ報告することが義務付けられており、その行為者に対しては、書面による警告、捜査機関への告発、その他不当要求行為を中止させるために必要な措置を講じることとしており、その内容に応じて宮若市法令遵守審査会に意見を求めることが出来るとしています。

また、不当であるなしに関わらず、市民等からの要求に対しては、所管課において必要事項を記録し、案件の概要や対応方針、提出書類等については、総務課において一括で管理することとしています。

宮若市交通事情の改善について問う



寶部 勝

問 信号のつなぎの悪さと交通渋滞解消のために、ラウンドアバウトや右折専用レーンの導入を検討すべきではないか。

答 市長

本市の主要な道路の交通事情については、交通量調査等を実施し、渋滞緩和に向けて対策について、関係機関等と連携して行っていますが、渋滞する交差点の対策については、必要に応じて、福岡県、福岡県警及び福岡県公安委員会と検討をしているところです。

また、ご質問のラウンドアバウト（環状交差点）方式については、県内に2箇所設置され

ており、本市の交差点への導入について検討をしましたが、その必要性はないと考えています。

問 信号機に名前のないところが宮若は何か所あるのか。

答 土地対策課長

件数については把握していません。

問 土地建設課長

補足になりますが、市道の分等も含めて十分内容を検討して、必要に応じて設置、要は交差点名、信号名の揭示については、県警に相談していきたいと考えています。

問 トヨタ自動車九州（株）関連の方たちの車の台数はどれぐらいか調査されたことはあるのか。

答 土木建設課長

トヨタ自動車九州（株）周辺の台数ですが、定期的に交通量調査を実施しています。時間については、大体通勤時間帯で8時半から17時半ぐらいの間で行っています。これら大体、トヨタ自動車九州（株）の周辺の関連する通勤車両、約9,000台ぐらいと見当しています。

※ラウンドアバウト 交差点の一種で、中心の島の周囲を一方方向に周回する方式のうち、環状の道路に一時停止位置や信号機がないなどの特徴をもったもの。



旧JＲ宮田線跡地について



弓削田 敬

問 前回の一般質問からの進捗について伺う。

答 市長

桐野東地区及び鶴田、尾勝地区の旧JＲ跡地については、現在のところ道路整備等の計画はありませんが、今後ともJＲ等関係機関と対応について検討して参りたいと考えています。

問 維持管理について伺う。

答 市長

地元自治会の協力による道路愛護推進活動をはじめ、定期的な伐採作業を行い、維持管理に努めています。

水害について伺う

問 遠賀川と犬鳴川の間にある地域の水防対策について伺う。

答 市長

国土交通省において防災・減災、国土強靱化事業による河川の整備を実施しており、また、市と国土交通省との連携により、磯光地区の排水ポンプ設置や上大隈地区の排水ポンプ配置のための施設整備を行っています。

問 冠水発生時の避難場所について伺う。

答 市長

災害対策基本法により、市町村長が指定しなければならぬ定められており、公共施設や小中学校等を指定し、防災マップ等により周知を行っています。

避難に際しては、迅速な避難情報の発令や早めの避難を呼びかけていますが、自宅等で安全が確保できる方や冠水等で避難が間に合わない方については、垂直避難や知人宅への避難等、複数の方法により避難していただくよう、周知を行っています。本市としましては、引き続き、様々な防災情報について、迅速・的確な発信に努めて参るとともに、市民の皆様へ避難行動に対する理解推進を図って参りたいと考えています。

新型コロナウイルス対策について



藤嶋 嘉子

問 生活困窮者をはじめ、現状の実態把握はどのようにされているか伺う。

答 市長

現在は、生活困窮者の相談体制を整え、今年の1月から5月までの相談件数が78件と昨年の倍以上の相談件数となっております。

また、自立相談支援室に2名の相談員を配置し、失業や雇い止めなど生活困窮に至った経緯を聞き取り、現状の実態把握に努めています。

問 国・県・市といった分野で様々な救済制度がある。市民への周知はどのような方法を考えているか。

答 市長

周知の方法はいろいろあると思います。総合窓口として今1階の多目的室を利用して、どこに行ったら分らないという方は、そこにお見えになれば、案内人もいますので、そこに誘導します。

問 社会福祉協議会との連携について伺う。

答 市長

社会福祉協議会では生活困窮者に対して、緊急小口資金や生活福祉資金などの貸付を行っている。また、自立相談支援室の家計改善支援員の配置を週2日から週3日に体制を強化し、社会福祉協議会への同行支援アウトリーチによる連携を図り、生活再建に向けた家計管理の支援を行っています。

問 今回のコロナ禍をどのように捉え、評価

され、「市民の暮らしと命を守るために」どのような政策を執行しようとしているのか。

答 市長

このコロナがいつ終息するかというのは全く見通しがつかない状況であります。ウィズコロナ、それからアフターコロナということが言われていますが、うまくコロナと付き合っていく必要があります。今後もどういった事態が起こるのかということも全く予想がつかない状況です。

そういう状況の下で、コロナ対策に、今度は2次補正予算を組みましたけれども、市としてどういう対応ができるのかということは今、全く不確定な状況です。いずれにしても、市民の生活と命を守るという大前提のもとで、総合的に施策を展開してまいりたいと思っております。



契約事務について伺う



山元 秀一

問 随意契約を行うにあたり、決裁事務について適正に行われているのか。

答 市長
事務処理の基本原則である最小の経費で最大の効果を上げることが基本とし、地場産業の育成も勘案しながら、随意契約を行っています。

事務分掌及び職員の服務規程について
問 法令に基づいた適正な事務執行が行われているか。更に法令に反する行為がある場合、その調査・検証及び処分についてどう行われているのか。

答 市長

職員には法令、条例、規則等に従う義務が課せられています。また、管理監督者は部下職員を指導監督する職責を担い、その業務の適正化に努めています。

法令等に反する行為があった場合、経緯等事実確認を行い、処分を付すべきものと判断した場合は、基準要綱に基づき処分することとなります。

問 東町1号線道路整備工事について契約の根拠となる資料がないとのことだが当時の状況は。

答 土木建設課長

歩道の舗装面に雑草等の根が生え、歩行に支障をきたすほど舗装面が隆起していました。よって整備を行いました。

問 私が持っている当時の現場写真では、隆

起していた箇所は確認できないが本場に必要なら工事だったといえるのか。

答 土木建設課長

協議の資料はないが、よく確認したら別の工事のものではあるが、当課で一部写真を撮っているところがありました。そこから必要と判断しました。

問 宮若市新庁舎プロパンガス納入業務の随意契約について、地方自治法の法令に違反しており、違法契約ではないか。

答 調整監

本契約は特殊な事情により判断した次第です。

答 副市長

この入札の件に関しては行政内部で検討し、法令等の適正な点で言えば、ある種の運用をしたと理解しています。

新型コロナウイルスの影響で中止となったスポーツ競技について伺う



島本 昌典

問 新型コロナウイルスの影響で、夏の全国高校野球選手権大会が中止となったが、別のかたちで3年生最後の大会が行われる予定はあるのか。

答 教育長

高校野球の大会については、高等学校野球連盟が実施主体となり開催されています。5月25日に福岡県高野連は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった全国高校野球選手権大会の代替となる福岡県独自の大会は開催しないことを表明していました。その表明をうけ、福岡県教育委員会が県高野連に対して、代替大会の開催を検討するよう依頼

を行っている、福岡地区では独自交流戦を実施するなど新たな動きも出てきていました。

このような状況のもと、6月12日に県高野連は、独自の代替大会を県内4地区に分けて開催するとの表明をしました。詳細については後日発表されることと、本市としても出来るだけの協力したいと考えています。

問 練習の成果を発揮する機会がなくなった3年生の高校球児は、一転して、代替大会の開催が発表され大変喜んでいと思う。教育長の答弁の中に本市としてもできるだけ努力をしたとあったが、具体的にどのような協力が想定されるのか。

答 社会教育課長

実際、県高野連の夏の全国大会の予選にお

きまして、光陵グリーンスタジアムを事前に予約していました。その予約については、この発表がなされる前まで実はキャンセルがされていまして、その日程については、既に光陵グリーンスタジアムはまだ高校野球のほうで使える状況になっていきます。

こういったところも踏まえまして、本市としては、後日、具体的なこの代替大会の日程や実施内容等が示されたときには、会場の確保、また運営の補助いわゆる駐車場へのスムーズな案内や、観客席等の人数制限等も想定されますので、そういったときの会場内の迅速な誘導等で積極的に協力ができるのではないかと考えています。

宮若市の今後の農業行政について伺う



茅野 勝

問 農業後継者の問題は、どう取り組んでいるのか。

答 市長

県やJA等と連携し、就農希望者への営農設計支援や農地の確保等の支援を行うとともに、多面的機能支払交付金制度等を活用し、地域における協力体制の構築を図っています。今後も、本市の次世代農業を担う人材の確保・育成に努めて参りたいと考えています。

問 耕作放棄地の取組について。

答 市長

地域の農地利用最適化推進委員や農業委員

による農地の現況調査等に対し指導や助言を行っています。

また、平成30年度に不利な条件下の農地改良に対する補助金制度を創設したほか、耕作放棄地の保全管理について多面的機能支払交付金制度を実施しており、耕作放棄地の抑制、防止に努めています。

市発注の設計施工について伺う

問 検査等の体制は確立されているのか。

答 市長

これまで宮若市職員OBを建築工事の検査員として配置していましたが、退職により不在となっております。現在は適切な人材の確保が困難なため、建築都市課の職員及び施工監理業者と協力して検査業務を行っています。

問 地方自治法では税支出に対する適切な質の確保のために専任の検査員の設置義務が定められているが、現行適切であると考えているのか。

答 副市長

県に準じたものとして宮若市契約規則の中でも検査の位置づけをしています。専任の職員ではないという十分さはありますが、検査の事項はクリアしていると考えています。

問 発注時に工事に対する問題点は解決しているのか。

答 市長

工事を施工するに当たり、地元自治会をはじめ関係地権者等への説明を行った上で、施工を行っています。

入札制度、市発注公共事業に対して伺う



川口 誠

問 12月議会で入札制度の見直しや業者に対しての管理の徹底を要望している。どのように制度の見直し、管理の指導を行ったか伺う。

答 市長

工事現場の事故発生等への対応を含む施工管理の充実や工事の随意契約の発注のあり方の見直し等でしたが、まずは、現行の関係法令や契約規則等の遵守を徹底して、随意契約の発注については、慣行的なあり方を改め、原則として2社以上から見積書を徴取すること、並びに、指名選考委員会に付議して決定することとしています。

また、先進市の事例を参照して、事故報告要領も作成し、適切な事務処理を徹底することとしています。引き続き、県や近隣市等の調査等も行いながら、職員の研修も含めまして、工事発注や施工管理のあり方について検討を行ない、充実を図って参りたいと考えています。

問 今後も技術センターに施工管理を発注する予定があるのか。

答 副市長

大型建築工事を行う場合には、設計者に施工管理を頼んで、それをまた補完・補充する意味で何年前から二重な体制という意味で技術センターに発注して施工管理を行わせている経緯があります。

問 今年度の業者の指名ランクを決定する時、不備はなかったか。

答 市長

今年度の建設業者のランクの決定についても、宮若市建設工事請負業者選定要綱や取扱内規等に定める事務処理基準や手続等に基づき決定しており、特に不備はなかったと考えています。

「多額の経費を使った割には施工管理の實質的な効果を挙げているのではないのか」という御指摘ですので、今後の発注については、どういう体制でいくのか、改めて再度検討をいたします。

新型コロナウイルスに係る取り組み



ボランティアによる市内小中学校のアルコール消毒作業



みやわかこども食堂の弁当作り

議員が初盆会で御香典を渡すことは禁止されています

「三ない運動」

政治家の寄付は禁止(贈らない)！政治家の寄付を求めない！受け取らない！

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

宮若市議会では寄付禁止のルールを遵守します。

禁止されている行為

1. 政治家の寄付の禁止
2. 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
3. 政治家の関係団体の寄附の禁止
4. 後援団体の寄附の禁止
5. 年賀状等のあいさつ状の禁止
6. あいさつを目的とする有料広告の禁止



編集後記

「日本の夏は砂漠より暑い。」
気象予報官の言葉である。

福岡気象台に問い合わせた。
「気温は世界共通の条件で測定される。広い芝の上で地上から1.5m、直射日光が当たらぬ環境で測定する。」

つまり予報官が発表する気温は大人が涼しい日陰で呼吸できる高さでの測定と言える。現実には交通量の多い道路や住宅ビルに囲まれた所では体感温度は50度以上、「日本の夏は砂漠より暑い。」となるらしい。

私の推計では3歳児が呼吸する口鼻の位置は地上から約86cm、小学1年生は約1m前後となる。真夏日、幼児達は大人が感じる暑さよりもっともっとならぬ暑い環境に居ることになる。

「日本の夏は砂漠より暑い。」
私たち大人はこの言葉を想像しながら子供達を見守りたい。

中島 健三

議会広報調査特別委員会

委員長	柴田 裕美子
副委員長	山元 秀一
委員	中山 健三
委員	清水 健太郎
委員	谷口 重隆
委員	川口 誠
委員	染矢 正次